

各務原市内定期バス運行維持費補助金交付要綱

(平成15年12月12日決裁)

(目的)

第1条 市は、市内の乗合バスの運行を確保するため、各務原市内定期バス運行維持費補助金（以下「補助金」という。）をバス事業者に対して交付するものとし、その交付に関しては、各務原市補助金交付規則（昭和38年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところとする。

(補助対象期間)

第2条 補助金の交付の対象となる期間（以下「補助対象期間」という。）は、補助金の交付を受けようとする会計年度（財政法（昭和22年法律第34号）第11条に規定する会計年度をいう。以下同じ。）の9月30日を末日とする1年間とする。

(補助対象となる路線)

第3条 補助対象となる路線バス路線は、次に該当するものとする。

(1) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号及び国空環第103号。以下「国要綱」という。）又は岐阜県バス運行対策費補助金要綱（平成13年9月10日決裁）の規定に基づき補助金を交付されていない各務原市内を運行する定期バス路線で、補助対象期間における当該路線の運行によって得た経常収益の額が補助対象期間における当該路線の経常費用の額を下回るもの

(2) 国要綱別表4に定める要件に適合する系統

(3) 前2号に掲げるもののほか、関係市町が協議し特に必要があると認めた路線

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前条第1号に該当する路線のうち次号に掲げる路線以外の路線 補助対象期間における当該路線の経常費用の額から補助対象期間における当該路線の運行によって得た経常収益の額を控除した額の4分の1の範囲内の額

(2) 前条第1号に該当する路線のうち各務原東部線及び緑苑八木山線 補助対象期間における当該路線の経常費用の額から補助対象期間における当該路線の運行によって得た経常収益の額を控除した額の2分の1の範囲内の額

(3) 前条第2号に該当する系統 経常収益が経常費用の20分の11に達するまでの額で、関係市町で協議し決定した額

(4) 前条第3号に該当する路線 関係市町で協議し決定した額
(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとするバス事業者は、補助金の交付を受けようとする会計年度の市長が指定する期日までに規則第4条に規定する補助金交付申請書を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付を決定し、その決定の内容及びこれに付した条件を申請者に通知するものとする。

(手続の省略)

第7条 規則第19条の規定により、規則第11条の規定による補助事業の実施報告及び規則第13条の規定による補助金の額の確定は、省略するものとする。

(補助金の交付請求)

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けたバス事業者は、規則第9条に規定する補助金交付請求書を市長に提出しなければならない。

(補助金の取消し又は返還)

第9条 市長は、補助金の交付を受けたバス事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 補助金の交付決定の条件に違反したとき。

(3) 補助金交付申請書に虚偽の記載をしたとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、決裁の日から施行し、平成15年度分の予算に係る補助金から適用する。

2 平成15年度に限り、第4条の規定の適用については、同条中「12月15日」とあるのは「12月25日」とする。

- 3 各務原市地方バス路線維持費補助金交付要綱（平成10年11月9日決裁）は、廃止する。

附 則（平成23年3月23日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行し、改正後の各務原市内定期バス運行維持費補助金交付要綱の規定は平成22年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成23年12月26日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行し、改正後の各務原市内定期バス運行維持費補助金交付要綱の規定は平成23年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成24年4月1日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行し、改正後の各務原市内定期バス運行維持費補助金交付要綱の規定は、平成24年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成29年3月31日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行し、改正後の各務原市内定期バス運行維持費補助金交付要綱の規定は、平成29年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（令和2年9月10日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（令和3年4月1日決裁）

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。
- 2 改正後の各務原市内定期バス運行維持費補助金交付要綱の規定は、令和3年度分の予算に係る補助金について適用する。

附 則（令和6年4月1日決裁）

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。
- 2 改正後の各務原市内定期バス運行維持費補助金交付要綱の規定は、令和6年度以後の予算に係る補助金について適用する。